



SS活動通信 3月号

| | | | | | | | | |
|------|----|-------------|----|-------------|-----|-------------|----|-------------|
| 年間計画 | 4月 | 未成年者飲酒・喫煙防止 | 7月 | 未成年者飲酒・喫煙防止 | 10月 | 防犯対策・特殊詐欺防止 | 1月 | 未成年者飲酒・喫煙防止 |
| | 5月 | SS活動の再確認 | 8月 | 青少年健全育成 | 11月 | 地域安全対策 | 2月 | 防犯対策・特殊詐欺防止 |
| | 6月 | 防犯対策・万引き防止 | 9月 | 防災・災害対策 | 12月 | 防犯対策・自主防犯 | 3月 | 地域安全対策 |

見守りましょう! 女性・子どもとお年寄り

行動のポイント



◆深夜を中心としたストーカー被害等で、身の危険を感じて駆け込んできた**女性**のお客様に対して、店内で適切に保護したうえで、速やかに**110番通報**を行いましょう。



◆身近な存在となって、地域の**子ども**たちを見守りましょう。毎日同じ汚れた服を着ている、不自然な傷が認められる等、虐待が疑われる子どもを店舗で見かけた場合は、状況に応じて**警察又は児童相談所へ通報**しまししょう。



◆店内での徘徊・体調異変、同じものを何度も購入する等の認知症が疑われる**高齢者**のお客様に対しては、お声かけし状況に応じて**関係各所に連絡、通報**しまししょう。



特に、高齢者のお客様に対して「**目配り・気配り・声かけ**」を積極的に行い、高齢者を事故や犯罪の被害から守りましょう!

【SS Topics】 「酒類販売管理研修」 3年ごとの受講 が義務化されます

- ◆酒類販売管理者は**前回受講から3年以内に研修を再受講する**、**研修受講年月日・次回研修の受講期限・研修実施団体名等を**「標識」により**酒類販売場へ掲示**しなければならないことが義務付けられます。
- ◆酒類取扱い店舗は、**販売場ごとに「酒類販売管理者」を選任して税務署へ届出し**、選任後3ヶ月以内に酒類販売管理研修の受講に努めなければなりません。
- ◆毎年4月、「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」の実施状況等報告書で、酒類販売管理者の**直近の研修受講日**、酒類販売管理者の代りとなる「**責任者**」を、**所轄税務署へ報告**する必要があります。

| | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |



←確認したら
サインしまししょう

発行：2017年2月

